

様式第5号（第5条関係）

各務原市指令 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

各務原市東京圏からの移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金の交付については、次のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知します。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

- 1 各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第9条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することがあります。
  - （1）偽りその他不正な行為により移住支援金の交付を受けた場合：全額
  - （2）移住支援金の交付申請のあった日から3年未満の間に本市から転出した場合：全額
  - （3）移住支援金の交付申請のあった日から1年以内の間に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - （4）岐阜県地域課題解決型起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - （5）移住支援金の交付申請のあった日から3年以上5年以内の間に本市から転出した場合：半額

- 2 各務原市東京圏からの移住支援事業における支援金交付要綱第8条の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、関係する場所へ立入調査をし、又は就業先に対し、勤務者の就労状況の確認を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。